

平成30年度の審議内容について

1 事業計画の変更について

那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道事業計画について、第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域の速やかな概成に向け、事業期間の延伸等の変更を行う。現在、県と那珂久慈流域下水道事業計画の見直しの協議を進めており、進捗状況について審議会に報告する予定である。

2 未計画地区の今後の整備の方向性について

(1) 汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について

どのような方法が汚水処理人口を増やす施策として効果的か、事務局による先行事例調査などをもとに、浄化槽事業の進め方の方針をご審議いただく予定である。

具体的には、合併処理浄化槽の設置費や維持管理費等の状況を踏まえ、合併処理浄化槽への転換に係る負担軽減策及びそれらの効果について比較検討する。

(2) 整備後の経営のみとおしについて

平成31年度末までに、新たに公共下水道を整備した後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうかを区域ごとに把握したうえで、公共下水道を整備する区域の選定についてご審議いただく予定である。

平成30年度は、そのための準備として、公共下水道の管路を整備する費用と受益者負担金や使用料による収入の収支予測を区域ごとに算出し、それらを浄化槽の設置及び維持管理費用と比較検討することができるよう、必要な試算を行う。

その他、平成32年度会計から適用を予定している下水道事業地方公営企業法適用の進捗状況等についても順次報告する予定である。

公共下水道事業審議会の開催状況（平成 29 年度までの審議内容）

回	開催日時	主な議題
第 1 回	平成 18 年 7 月 3 日(月)	下水道審議会の趣旨について 下水道審議会の進め方について 下水道事業の概要及び整備状況について
第 2 回	平成 18 年 10 月 5 日(金)	整備スケジュールの設計方法について 比較項目の整理について 残整備地区の整備完了予想年度について
第 3 回	平成 19 年 2 月 28 日(木)	整備対象地区の比較検討について 財政計画について 残整備地区の整備完了予想年度について
第 4 回	平成 19 年 6 月 4 日(月)	整備優先地区の名称及び区域について 事業費の整理について 残整備地区の整備完了予想年度について
第 5 回	平成 19 年 9 月 6 日(木)	審議会の実施状況について 前回までの要望及び提案等について 答申書（案）について 【(第 1 次) 整備優先地区を答申】
第 6 回	平成 19 年 10 月 19 日(金)	下水道使用料の改定について 下大賀地区の受益者負担金について
第 7 回	平成 20 年 7 月 31 日(木)	事業状況について 公共下水道事業再評価について
第 8 回	平成 20 年 10 月 10 日(金)	事業の再評価の概要と目的について 公共下水道事業の概要について 事業再評価の結果
第 9 回	平成 22 年 2 月 18 日(火)	平成 21 年度事業報告について 平成 22 年度事業予定について 今後の公共下水道事業変更認可スケジュールについて
第 10 回	平成 22 年 6 月 29 日(火)	全体計画の概要について 優先整備区域について 事業計画変更認可について

第11回	平成22年10月15日(金)	事業計画変更認可に伴う整備優先地区の期別設定について
第12回	平成23年1月17日(月)	公共下水道事業審議会答申(案)について 事業計画変更認可について 【整備優先地区の事業計画変更認可を、 整備優先度による評点の高い地区から、 3(I~III)期に分けて行うことを答申】
第13回	平成23年11月24日(木)	平成22年度事業報告について 平成23年度事業予定について 変更認可の進捗状況報告について
第14回	平成24年4月27日(金)	平成23年度事業報告について 平成24年度事業予定について 受益者負担金について
第15回	平成25年7月3日(水)	平成24年度事業報告について 平成25年度事業予定について
第16回	平成26年6月30日(月)	那珂市公共下水道事業審議会の経緯について 平成25年度事業報告について 平成26年度事業予定について 受益者負担金について
第17回	平成26年7月16日(水)	「受益者負担金について」に係る答申書(案)について
第18回	平成27年7月15日(水)	平成26年度事業報告について 平成27年度事業予定について
第19回	平成28年7月29日(金)	平成27年度事業報告について 平成28年度事業予定について 平成28年度の審議内容について
第20回	平成28年10月26日(水)	公共下水道等の整備に係る課題点について 今後の整備の方向性の決定手順について
第21回	平成29年2月15日(水)	今後の検討の進め方について
第22回	平成29年8月2日(水)	平成28年度事業報告について 平成29年度事業予定について 平成29年度の審議内容について

第23回	平成29年11月10日(金)	平成28年度決算について 「生活排水に関するアンケート」集計結果の概要について 未計画地区を含めた今後の方向性について
第24回	平成30年3月27日(火)	公共下水道事業審議会答申(案)について 【優先整備地区第Ⅱ期整備地区の事業期間 の延長及び未計画地区の検討方法について 答申】
第25回	平成30年7月24日(火)	平成29年度事業報告について 平成30年度事業予定について 平成30年度の審議内容について

平成30年3月27日

那珂市長 海野 徹 様

那珂市公共下水道事業審議会
会長 勝 山 文 久

那珂市公共下水道事業について（答申）

平成29年11月10日付け諮問第3号により諮問があったこのことについて、下記のとおり答申いたします。

記

1 那珂市公共下水道事業未計画地区を含めた今後の整備の方向性について

(1) 第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域について

現時点においては、新たに事業区域面積を拡大せずに、事業期間の延長等の変更を行い、速やかな概成に向けて引き続き整備を行うことが適当と思われる。

(2) 未計画地区について

未計画地区の汚水処理は、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに進めることが必要である。そのうえで、未計画地区内で公共下水道の整備を行う際には、区域をさらに細分化し、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうか十分な予測を行ったうえで、区域ごとに判断することが適当と思われる。

2 理 由

(1) 第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域について

平成25年度に事業計画を策定した第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域(327.1ha、平成26～30年度)を含めた事業区域面積(1710.6ha)¹に対する平成28年度末の整備済み面積(1315.0ha)の比率である整備率は76.9%に留まっている²。

また、東日本大震災の復旧工事によりおおむね5年程度の整備遅延が生じており、現事業区域内の整備概成には、今後10年程度を要する状況である。

このため、現時点においては、新たに事業区域面積を拡大せず、事業期間の延長等の変更を行い、速やかな概成に向けて引き続き整備を行うことが適当と思われる。

(2) 未計画地区について

現在の全体計画に基づき、未計画地区の約4,700世帯について、公共下水道を整備するとした場合に想定される管渠延長は116.2キロであり、過去の単価をもとに仮試算した場合の事業費は約134.2億円と想定される。

また、今回の未計画地区の生活排水に関するアンケートの結果により、同地区の約68%の世帯がすでに合併処理浄化槽を使用しており、汲み取り槽または単独処理浄化槽を使用している世帯は約25%であると考えられる。同アンケートからは、今後の汚水処理の方向性について、合併処理浄化槽の維持管理経費を軽減する施策よりも、時間がかかっても公共下水道そのものを求める意見や、合併処理浄化槽の処理水の放流先の確保を求める意見など、抜本的な排水先の確保を求める意見が多数を占めていると判断することができる³。

しかし、仮に未計画地区について公共下水道を整備することとした場合には、概成までに約20年を要すると考えられ、その間の未計画地区の世

¹ 那珂市「那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道の概要」(『那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道事業変更計画説明書』p1～4)、平成26年3月

² 那珂市公共下水道供用開始面積の推移について(総務省「地方公営企業決算状況調査」に報告した数値をもとに作成)

³ 那珂市公共下水道事業審議会「「生活排水に関するアンケート」集計結果の概要について」第23回審議会資料、平成29年11月

帯数の減少をはじめ、経済状況の変化や国庫補助制度の改正など、収益見通しの不確定要素が多数見込まれるところである⁴。

国は、平成38年度までに汚水処理人口普及率を95%以上とする目標値を掲げており、未計画地区においても可能な限り短期間で汚水処理を行うことができるよう取組みを進めていくことが必要である⁵。しかし、未計画地区は、公共下水道による整備では結果的に概成までに長期間を要することを考慮すれば、特に汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に推進することが求められる。

しかし、短期間のうちに生活排水処理を可能とする合併処理浄化槽の転換を、未計画地区全域で現状の施策のまま推進したとしても、平成5年度から合併処理浄化槽設置補助事業を実施している中で、平成19年度をピークに減少していることを考えれば、今後新たに汲み取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換されるかたは限定されることと思われる。

したがって、未計画地区については、速やかに「浄化槽台帳」を整備し、汚水処理の状況及び課題を適切に把握し、適切に汚水処理を行うことができるよう支援していく体制を整備することが必要である⁶。そのうえで、合併処理浄化槽の維持管理費の負担軽減策⁷や、必要に応じて処理水放流のための側溝等の整備の検討を引き続き行うべきであると考えられる。

一方で、未計画地区であっても人口密度が高い等の理由により比較的短期間に概成可能であり、かつ、十分な収益が見込める地区については、公共下水道の整備による汚水処理を行うことも引き続き検討すべきである。ただし、未計画地区のうち公共下水道の整備を行う区域を選定する際には、

⁴ 公共下水道事業・農業集落排水整備事業・浄化槽の比較検討については、那珂市公共下水道事業審議会「公共下水道等の整備に係る現状と課題について」（第20回審議会資料、平成28年10月）等において、各方法の収支状況・汚水処理人口普及状況・有収水量・一般会計からの繰出金等の比較等により検討を進めた。

⁵ 国土交通省・農林水産省・環境省「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月）には、平成24年度末の全国の汚水処理人口普及率が88%を超えたことを踏まえ、中期（10年程度）での早期整備と共に、長期（20～30年）での持続的な汚水処理システム構築を目指す旨が示されている。このなかでは、集合処理及び個別処理の比較のほか、集合処理区域同士の接続についても比較検討することが例示されている。

⁶ 環境省廃棄物対策課浄化槽推進室「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル 第2版」（p1～22、平成27年3月）には、浄化槽台帳は浄化槽の適正な設置及び維持管理の確保を目的とするだけでなく、生活排水処理計画の見直しに活用するために既存の下水道台帳との連携を行うことが例示されている。

⁷ 環境省廃棄物対策課浄化槽推進室「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル〈官民連携による浄化槽の積極的な普及促進に向けて〉」（p1～25、平成26年2月）には、整備手法別（個人設置型及び市町村設置型）の課題と対策例が例示されている。

実際に必要となる管渠等の施設の見通しや、使用が見込まれる世帯数等の状況を適切に把握するほか、将来の国庫補助制度などの改正の見通しも踏まえ、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうかを把握し、判断していくことが必要である。

このため、未計画地区の汚水処理は、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに進めることが必要である。そのうえで、未計画地区内で公共下水道の整備を行う際には、区域をさらに細分化し、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうか十分な予測を行ったうえで、区域ごとに判断することが適当と思われる。

那珂市公共下水道事業計画スケジュール(案)

項目		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36-H40
県	1 全体計画変更					変更決定			
	2 事業計画変更								(変更決定)
市	1 全体計画変更				変更計画案の策定				(変更決定)
	2 事業計画変更								(変更決定)
	①現計画区域 (H25変更決定) 1710.6ha (Ⅰ期・Ⅱ期)								
	②現計画区域 (期間延伸) 1710.6ha (Ⅰ期・Ⅱ期)				変更計画案の策定				
	③新計画区域 整備地区 100.93ha(Ⅲ期)							変更計画案の策定	設計委託後工事着手
3 審議会				整備手法の検討					
					全体計画の変更				
						事業計画の変更			

※茨城県の事業計画変更(案)のスケジュールをもとに作成。

整備手法検討のスケジュール(案)

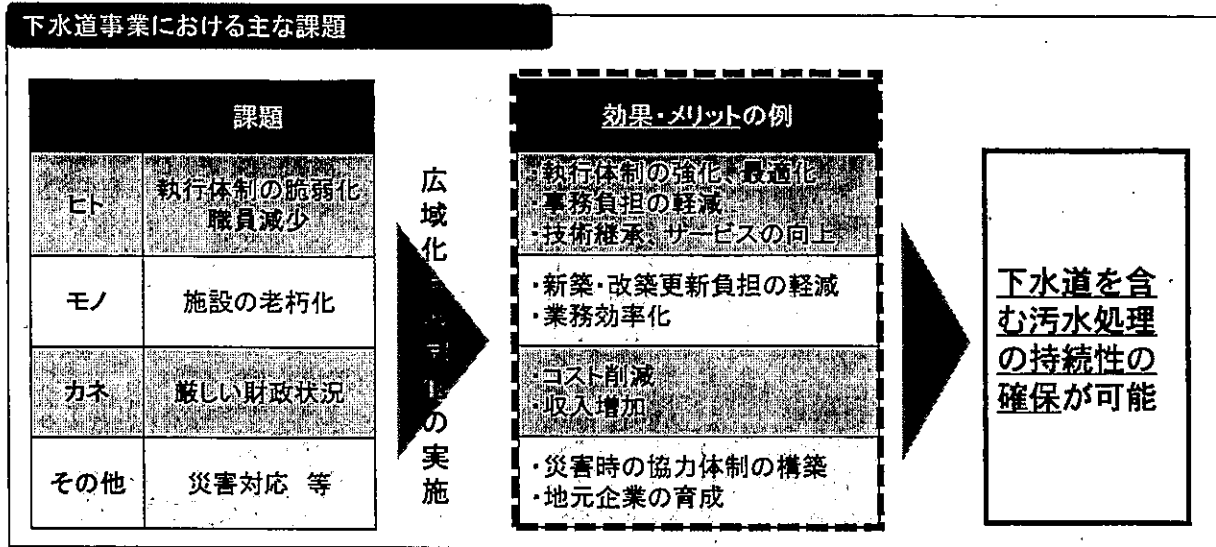
資料4-⑤

項目	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
アンケート調査	[Progress bar from start of H29 to end of H29]					
市町村設置型浄化槽の検討 (個人設置型との比較等)		[Progress bar from start of H30 to end of H30] ● 方向性の検討 決定				
個人設置型で実施する場合 (補助の拡充)			[Progress bar from start of H31 to end of H31] ● 条例改正案作成	[Progress bar from start of H32 to end of H32] ● 事業実施開始		[Progress bar from start of H34 to end of H34] ●
市町村設置型で実施する場合				[Progress bar from start of H32 to end of H32] ● 委託業者等検討	[Progress bar from start of H33 to end of H33] ● 条例案作成	[Progress bar from start of H34 to end of H34] ● 事業実施開始
浄化槽区域の設定			[Progress bar from start of H31 to end of H31] ● 区域の検討 決定		[Progress bar from start of H33 to end of H33] ● 全体計画の変更	
経済比較表の作成		[Progress bar from start of H30 to end of H30] ● 調査	[Progress bar from start of H31 to end of H31] ● 作成			
浄化槽使用状況の把握		[Progress bar from start of H30 to end of H30] ● 基礎調査	[Progress bar from start of H30 to end of H31] ● 浄化槽台帳の作成			
			[Progress bar from start of H31 to end of H31] ● 排水先調査			

平成30年3月27日付け答申より抜粋


下水道事業における課題と広域化・共同化

○なぜ今、広域化・共同化が必要なのか？



- 下水道事業における広域化・共同化は、全国で約460事例。
- 広域化・共同化により、多くの定性的・定量的効果、メリットが確認されている。

広域化・共同化計画策定のスケジュール

年度	茨城県	市町村等
H30	H30.1.17 4省連名通知(国→県→市町村等) <ul style="list-style-type: none"> ○計画策定のための検討体制構築:平成30年度中に県内全市町村等が参加 ○策定期限:平成34年度(県の目標は平成33年度) ○位置付け:都道府県構想(県では「生活排水ベストプラン(第3回改定)」) 	
	H30.3.16 第1回県関係課打合せ H30.5.22 第2回県関係課打合せ	
	H30.5.30 汚水処理施設の事業運営に係る「広域化・共同化計画」策定への参画について(県→市町村等へ通知)	
	H30.6.19 第1回広域化・共同化計画策定検討会 <ul style="list-style-type: none"> ○茨城県としての検討体制を構築した(県庁6関係課, 44市町村, 23組合 計175人) ○広域化・共同化について情報共有 	

広域化・共同化計画策定のスケジュール

年度	茨城県	市町村等
H30	H30.7.9 アンケート調査(県→市町村等) ○内容: 執行体制, 下水道の経営, 広域化・について共同化 ○締切: 平成30年7月20日(金)	
	H30.7.11 茨城県市町村下水道主管課長会議	
	8~9月頃 第2回 広域化・共同化計画策定検討会(ブロック単位) ・アンケート結果の共有 ・広域化・共同化メニューの検討 ・先行事例紹介 等	
	10月以降 検討会を1~2回開催(ブロック単位) 11~12月 国費補助の本要望	広域化・共同化メニュー検討 委託の見積り徴取 など

広域化・共同化計画策定のスケジュール

年度	茨城県	市町村等
H31	業務委託 ・検討会開催 ・市町村等の検討結果のとりまとめ	業務委託 ・汚水処理施設の広域化・共同化に関する検討
H32	業務委託 ・広域化・共同化計画策定	業務委託 ・アクションプランの見直し
H33	業務委託 ・生活排水BPの基礎調査 (将来人口, 生活排水処理状況など) ・生活排水BPの基本構想見直し	
H34	計画の公表	